

第2章 生活安全の確保と警察活動

平成12年には、ストーカー事案の増加，道路，公園，駐車場・駐輪場，共同住宅等における犯罪の増加，少年非行の深刻化，一般市民が被害者となる発砲事件，大量の覚せい剤密輸事件，景気が低迷する中での多重債務者の弱みにつけ込む金融事犯，悪質な産業廃棄物事犯を始め，市民生活の安全と平穩を脅かす様々な問題が発生した。

警察では，これらの状況に的確に対応するため，地域の「生活安全センター」としての交番の基盤整備，相談業務の強化，地域住民，企業，地方公共団体，NPO等との協働による地域安全活動の強化，犯罪防止に配慮した環境設計活動の推進等に努め，地域住民に身近な犯罪，事故の予防活動，犯罪の検挙活動を行うとともに，ストーカー行為による被害防止，少年の非行防止，けん銃等の摘発及び供給の遮断，薬物乱用の防止，良好な風俗環境の保持，正常な経済活動の確保のための諸対策等を強力に推進している。

第1節 地域の安全を守る諸活動

1 地域の「生活安全センター」～交番，駐在所

交番，駐在所（以下「交番等」という。）は，地域警察活動の拠点として全国各地に置かれており，その受持ち区域において，住民の要望にこたえるための活動を行うとともに，すべての警察事象に即応する活動を行うことにより，地域住民のための「生活安全センター」



交番